蒲郡市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録を受けた者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　住基法の規定によるもの

　ア　住民票の写し

　イ　消除された住民票の写し

　ウ　住民票に記載をした事項に関する証明書

　エ　戸籍の附票の写し

　オ　消除された戸籍の附票の写し

⑵　戸籍法の規定によるもの

ア　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

イ　除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

ウ　磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

２　この要綱において「第三者等」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　住基法第１２条第１項、第１５条の４第１項、第２０条第１項又は第２１条の３第１項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

⑵　住基法第１２条の３第１項若しくは第２項、第１５条の４第３項若しくは第４項、第２０条第３項若しくは第４項又は第２１条の３第３項若しくは第４項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

⑶　戸籍法第１０条第1項(同法第１２条の２において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

⑷　戸籍法第１０条の２第１項、第３項、第４項又は第５項(同法第１２条の２において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

　（対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は、当該制度の登録（以下「事前登録」という。）の届出の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　住基法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載された者を含む。）

⑵　戸籍法の規定により本市に備える戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

２　前項の規定にかかわらず、国内に住所を有していない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

　（事前登録の届出）

第４条　事前登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、蒲郡市本人通知制度事前登録届出書（第１号様式）により、市長に事前登録の届出をしなければならない。

２　前項の場合において、届出者は、本人による届出であることを証するため、次に掲げる書類等（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

⑴　個人番号カード

⑵　旅券

⑶　運転免許証

⑷　官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

３　前項の届出を代理人が行うときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

⑴　法定代理人　戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、市に備える公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

⑵　法定代理人以外の者　委任状

４　届出者が、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、届出をすることができる。

⑴　疾病その他やむを得ない理由により直接届出をすることができないとき。

⑵　他の市区町村に居住しているとき。

⑶　登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするとき。

⑷　その他市長が特に必要と認めるとき。

（事前登録等）

第５条　市長は、事前登録の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蒲郡市本人通知制度事前登録者名簿（第２号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

２　市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、事前登録者に係るものであることが容易に分かるように必要な措置を講じるものとする。

３　登録者名簿への登録期間は、届出の受付をした日の翌日（当日が市の休日の場合は、その翌日とする。）から開始し、届出の受付をした年度の末日の翌日から起算して５年間とする。

４　事前登録者は、登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするときは、登録期間が満了する日（以下「満了日」という。）の６月前から満了日までに蒲郡市本人通知制度事前登録（変更・更新・廃止）届出書（第３号様式。以下「変更・更新・廃止届出書」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、登録期間の起算日は、更新前の満了日の翌日とする。

（事前登録の変更等）

第６条　事前登録者は、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、変更・更新・廃止届出書により市長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第４項まで及び前条第１項の規定は、前項の届出について準用する。

（登録者への通知）

第７条　市長は、第三者等からの請求により事前登録者に係る第２条第１項第１号の住民票の写し等を交付したときは、蒲郡市住民票の写し等交付通知書（第４号の１様式）により、同項第２号の住民票の写し等を交付したときは、蒲郡市住民票の写し等交付通知書（第４号の２様式）により次に掲げる事項を当該事前登録者に通知する。

⑴　住民票の写し等の交付年月日

⑵　交付した住民票の写し等の種別及び通数

⑶　住民票の写し等の交付請求をした者の種別

　（事前登録の廃止）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を廃止するものとする。

⑴　登録期間が満了し、第５条第４項の規定による更新の届出がなかったとき。

⑵　第６条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

⑶　事前登録者が国外転出し、又は死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

⑷　事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

⑸　その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。